| 変更前の名称 | 変更後の名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 独立行政法人国立がん研究センター東病院 | 国立研究開発法人国立がん研究センター東病院 | 千葉県柏市柏の葉六丁目五番一号 |
| 独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院 | 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院 | 千葉県市川市国府台一丁目七番一号 |
| 独立行政法人国立がん研究センター中央病院 | 国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院 | 東京都中央区築地五丁目一番一号 |
| 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター病院 | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院 | 東京都小平市小川東町四丁目一番一号 |
| 独立行政法人国立成育医療研究センター | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター | 東京都世田谷区大蔵二丁目十番一号 |
| 独立行政法人国立国際医療研究センター病院 | 国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 | 東京都新宿区戸山一丁目二十一番一号 |

**○関東信越厚生局告示第十一号**

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十八年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月十一日

関東信越厚生局長　三宅　智

| 変更前の名称 | 変更後の名称 | 所在地 |
|---|---|---|
| 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 | 独立行政法人労働者健康安全機構千葉労災病院 | 千葉県市原市辰巳台東二丁目十六番地 |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院 | 独立行政法人労働者健康安全機構東京労災病院 | 東京都大田区大森南四丁目十三番二十一号 |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院 | 独立行政法人労働者健康安全機構関東労災病院 | 神奈川県川崎市中原区木月住吉町一番一号 |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 | 独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院 | 神奈川県横浜市港北区小机町三千二百十一番地 |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院 | 独立行政法人労働者健康安全機構新潟労災病院 | 新潟県上越市東雲町一丁目七番十二号 |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院 | 独立行政法人労働者健康安全機構燕労災病院 | 新潟県燕市佐渡六百三十三番地 |
| 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 | 独立行政法人労働者健康安全機構鹿島労災病院 | 茨城県神栖市土合本町一丁目九千百八番地二 |

**○関東地方整備局告示第三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十一日

関東地方整備局長　大西　亘

その関係図面は、平成二十九年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 土浦市常名字西松島二二九番一地先から同市常名字西松島二二七番地先 | 前 | 一七・七五～一九・七五メートル | 〇・〇二八キロメートル |
| | 後 | 一七・七五～一九・七五メートル | 〇・〇二八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

**○関東地方整備局告示第四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十一日

関東地方整備局長　大西　亘

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 六号 | 土浦市佐野子字芝原一四三二番地先から同市並木一丁目三八六五番地先（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十九年一月十一日

**○関東地方整備局告示第五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十一日

関東地方整備局長　大西　亘

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十二号 | 甲府市富竹一丁目四六二番一から同市上石田一丁目四三〇番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十九年一月十一日

**○四国地方整備局告示第三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月十一日

四国地方整備局長　名波　義昭

その関係図面は、平成二十九年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号及び四百三十九号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 高知県長岡郡大豊町高須字上エコノ本三六番三から同町高須字西エコノ本三七番まで | 前 | 二七・一五～四二・四四メートル | 〇・〇四一キロメートル |
| | 後 | 二八・二七～四六・七八メートル | 〇・〇四一キロメートル |
| 高知県長岡郡大豊町日浦字村上七四七番イから同町日浦字村上七五九番まで | 前 | 二二・七二～二六・八八メートル | 〇・〇二六キロメートル |
| | 後 | 二三・三八～三八・一三メートル | 〇・〇二六キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 高知県安芸郡東洋町野根字中ノ谷甲九二三番一地内 | 前 | 一八・〇二～二七・六八メートル | 〇・〇四〇キロメートル |
| | 後 | 二六・四二～三五・一二メートル | 〇・〇四〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所